



## 不平等制度の限界

(香港では何が起きようとしているのであろうか)

(12月のごあいさつ)

2019年12月1日(日)

先週、沖縄事業再生研究会で、愛媛大学の兼平先生から琉球政府時代(米国の施政権下)の沖縄の税制の講義を受けた。

沖縄は、今から約150年前、**琉球王国**であった。当時のことは、**日支両属**と呼ばれ、琉球国は東シナ海貿易で繁栄した。

明治に入って、日本政府は、**1879年沖縄県設置**を強行した。以後約70年間、日本の一県となった。しかし、1945年、日本の太平洋戦争敗戦により、その後**27年間、米国の施政権下**となり、1972年に日本に復帰した。

**約2000年間の日本の歴史**において、日本への復帰後の47年間も入れても、沖縄県は**約150年間の歴史**を共にするにすぎない。

1637年 琉球王附が先島(宮古、八重山)に人頭税を施行。定額であったため、不作期や人口や耕作地の増減が考慮されず、重税感の強いものであった。

戦後、琉球政府時代の税制(1945~1972年)は、沖縄戦による戸籍、登記制度の崩壊と米軍による広大な軍用地の撤収の中で、**日本の税制を基礎**にはしているが、**課税原則**とも言うべきものは、琉球政府章典にある「**法の下**の平等」のみで、日本の憲法にいう「**租税法律主義**」の適用はなかった。このような中で起きた**サンマ事件**は、納税者の正しい主張を無視した、琉球政府裁判所から米国民政府裁判所への移送による米国人優位の**治外法権**であり、現在の**地位協定**のような感じがした。

**経済特区優遇税制**(1972~ )は、沖縄の社会資本整備の遅れを埋め合わせる施策であり、**経済金融特区**、**国際物流特区**、**情報特区**が設けられたが、優遇税制と進出企業のミスマッチが生じている。

今後、**一国二制度**ともいえるほどの大胆な優遇税制として、使い勝手の良いものへの改正と運用が期待されるが、香港に置けるような制度にはほど遠く、優遇税制として全国を巻き込むほどのインパクトは感じさせない。

**香港では現在、何が起きようとしているのであろうか。**2019年9月16日時点で、中国本土への容疑者引渡し条例(逃亡犯条例改正案)に反対しているだけでなく、11月25日区議会選挙での民主派の勝利は、**一国二制度の拒否**ではないか。改正案の完全撤回とより広範な民主的自由の保障などを求める「**五つの条件**」は、ほんとうは、**一国二制度の崩壊**、**香港の独立**ではなからうか。

人為的に作られ、うまく作動していたかに見えた**一国二制度**の問題点を考え直す必要がある。鄧小平など中国の指導者は、政治的な統一を重視するあまり、**経済的な自由**が、政治的、国家的な制約を超えるとは考えなかったのであろうか。それとも香港を捨て、それに代わる**金融・経済特区**を中国に新たに作り直すようとしているのであろうか。